主 文本件抗告を棄却する。 理 由

本件抗告の趣意は、申立人の弁護人鈴木勝紀名義の抗告申立書記載のとおりであり、これに対する検察官の意見は、検察官古崎克美、同松本正則連名の「弁護人の抗告申立に対する意見書」記載のとおりであるから、ここにこれらを引用する。

所論は、要するに、原決定は検察官が被告人には「虚偽の証拠書類の作出など罪証隠滅工作が顕著に認められる」として保釈取消請求をしたのをそのまま認めて保釈を取り消し、保釈保証金の一部金二〇〇〇万円を没取する旨の決定をしたが、被告人は取引関係者らに契約時の約束を破つて裏金の支払事実を公表することになったことの了承を求めるとともに破約を陳謝したにすぎず、また関係者に真実を供述して貰うよう依頼することは罪証隠滅工作ではなく、かかる行為まで罪証隠滅ないしはその疑のある行為とされたのでは被告人の防禦権が奪われることになるから、原裁判所の保釈保証金没取決定は不当であつて、その取り消しを求める、というのである。

そこで、記録を調査して検討するにあたり、まず所論に対する判断に先立 ち、本件保釈保証金の没取決定がなされるまでの経緯をみるに、被告人は、被告会 社A有限会社の代表取締役として同会社の業務全般を統括しているものであるが、 被告会社の業務に関し、売上げの一部を除外し、仕入及ひ造成工事費を架空ないし水増し計上するなどの方法により、昭和五六、五七、五八年度の各所得の一部を秘 匿して合計二億円余の法人税をほ脱したものとして、同六〇年九月二六日勾留され、同年一〇月一五日法人税法違反で起訴されたこと、被告人は公判当初は、検察官主張の所得額を全面的に認め、公訴事実については争わなかつたこと、同年一一日 100年代 月一三日弁護人鈴木勝紀から保釈請求がなされ、原裁判所は翌一四日被告人に対 し、罪証を隠滅したり、罪証を隠滅すると疑われるような行動をとらないことなど の条件を付したうえ、保釈保証金を四〇〇〇万円として保釈許可決定をしたこと (保釈保証金のうち一〇〇〇万円は弁護人鈴木勝紀の差し出した保証書をもつて代 る働きかけや、虚偽の証拠書類の作出など罪証隠滅工作が顕著に認められる」とし て原裁判所に対し保釈取消請求がなされ(あわせて保釈保証金の全部没取をも請 原裁判所は同月一〇日関係者四名に対する事実取調べを実施したうえ同月 三日保釈取消決定をし、被告人は右決定に基づき翌一四日新潟刑務所に収監された こと、同月二一日弁護人から保釈保証金の取扱いについて意見書が提出され、原裁 判所は同年六月三〇日被告人に対する事実取調べを実施したうえ同年七月八日「保釈保証金四〇〇〇万円中、保証書による金一〇〇〇万円を除いた金三〇〇〇万円の中金二〇〇〇万円は没取する」との決定をしたことがそれぞれ認められる。これに よれば、原決定は被告人が保釈を取り消され、しかも収監された後になされたもの であることが明らかである。

 かようにして、被告人の身柄確保の要請と、保釈保証金の没取について告知・弁解等の機会を与えたり、あるいは事実取調べをしたうえで慎重に判断したいという裁判体の要請を充足するために、保釈取消決定と保釈保証金の没取決定とを別の機会にすることの可否、及びそれがいつまで可能であるかが問題となる。

月三〇日決定(刑集四巻三号四五七頁)が、刑訴法九六条三項の規定上、 の被告人に対し禁こ以上の刑に処する判決の宣告があつた場合でも、被告人が収監 され又は該判決確定後執行のため呼出を受け出頭した後でなければ、保釈保証金を 返還する必要はない」としたことを契機として、保釈が取り消され又は効力を失う 場合の保釈保証金還付請求権の発生を被告人の収監にかからしめることが相当であ るとして改正された経緯があり(最高裁判所刑事裁判資料六三号五六頁) 裁決定は判決確定後に収監された場合の保釈保証金の還付に関するものであつたこ とに照らし、刑訴規則九一条一項二号は刑訴法三四三条の場合のみならず、同法九 六条三項の場合の収監についても適用されることが予定されているものと解される ところ、右最高裁決定及び最高裁判所第一小法廷昭和五六年九月二 二日決定(刑集 三五巻六号六七五頁)の事案は、いずれも実刑判決が確定し収監された後の保釈保証金の没取が可能なことを前提としたものであり、東京高等裁判所昭和四八年一〇月八日決定(刑裁月報五巻一〇号一三八二頁)、大阪高裁昭和五一年一月二八日決定(高刑集二九巻一号二四頁)は、いずれもこれを肯認すべきことを明らかにして いる。そして、刑訴規則九一条一項二号中「保釈が取り消された」場合と、 「保釈 が効力を失つた」場合とで、収監後の保釈保証金の没取の可否を区別すべき合理的 理由はみあたらない。(4)前回規則は被告人が収監されたことにより保釈保証金 の還付請求権が発生することを規定しているけれども、それが無条件かつ確定的に 発生することまで規定したとは必ずしも解されず、前記の諸点を考慮に入れると、 同規定は、保釈保証金が還付されるまでは没取が可能であり、没取の裁判があれ ば、その限度で還付請求権は消滅し、残余の没取されなかつた保釈保証金を還付す とを予定しているものと解することができる。そして、保釈保証金の還付請求 権は被告人の収監と同時に発生するから、保釈保証金の納付者はその時以後還付請 では被言への収益と同時に光エッるから、体が体温型の間にはこと的が原産に関するを存在を行使してその返還を求め得ることになり、他方右請求を受けた裁判所としては速やかに没取するかどうかを調査検討したうえ、没取しなかつた保釈保証金を還付することになるのであつて、そのため若干の時間を要すること、そして、没取の裁判があれば保釈保証金の全部若しくは一部の還付を受けられないこともあり得る けれども、それは前記のような保釈保証金の性質上当然のことと考えられる。

いたしていなりないないはいいような保証では、 でも、でれないにようないないないできると、 を当るとは保釈保証金の没取決定ができないうえ、保釈を取り消した。 おいたうえで、保釈保証金の没取についての事実取調べいで、 年代を明の機会を与えたうえで没取決定をしまうということにないまた。 生人が収監されてしまえば保証金は没取できないででは、 を実施せざるを得ないことになる。これを避けようとすれば、保釈取消とになる。 を実施せざるを得ないことになる。これを避けようとすれば、保釈取消に を実施せざるを得ないことになる。これを避けよる再度の規定(刑訴法の で保釈金を全部没取しておいたうえで、抗告による再度の規定(刑訴法の により、保釈保証金の没取決定は、保釈取消決定とができるとしました。 は、保釈保証金の没取決定は、保釈取消決定ともに、それは被告人の収監の ないものではなく、別の機会にすることができるとともに、それは被告人の収監の 前後を問わないのであつで、保釈を許可された者が保釈を取り消され収監された後 においても刑訴法九六条二項により保釈保証金の没取をすることができると解する のが相当である。

そうすると、原裁判所が被告人の収監後に本件没取決定を行なつているということのみによつて、原決定に訴訟手続上の違法があるとはいえない。

そこで、所論につき記録を調査して検討するに、刑訴法が「被告人が罪証 を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき」を勾留理由・保釈取消事由とした趣旨は、被告人の身体を拘束し、共犯者や参考人から隔離することにより、被告 人が書証や物証を毀滅・ねつ造・隠匿し、あるいは関係人らに対して不当な影響を 及ぼしたりすることを防止し、もつて事案の真相究明のための障害を除去すること にあるから、保釈された被告人が防禦権の行使として自己に有利な証拠を収集しよ うとする権利も、右と抵触しない限度で行使すべきものである。本件において、被 告人は原審公判の当初は公訴事実を争わず、保釈された後の第六回公判で簿外経費 の支出、いわゆる裏金の支出を主張して所得額を争うに至つたが、裏金の支出があ つたかどうか、その金額・授受の日時・いきさつ等を明らかにする証拠としては、 取引の当事者・仲介者・立会人等の関係者の供述と当事者間で取り交わされた領収 書などの書証が重要なものとなるところ、裏金の支払はごく限られた関係者間で秘密裡になされるものであることからして関係者が口裏をあわせやすいこと、裏金授受に関する領収書であるとされている書証類は、国税局の査察や捜査段階ではまだ 出されていなかつたもので、原審第六回公判廷で被告人が裏金支払の事実を主張 その裏付け証拠として突如提出されたものであることからして、右領収書等の 記載内容がはたして真実を反映しているものかどうか、裏金授受の当時に作成されたものかどうかなど右領収書等に対する証拠評価についてはより慎重な吟味を要す る状況にある。しかるところ、被告人は、保釈後、(1) Bに対し、昭和六〇年一 一月末ごろから再三にわたり、「あんた個人に金を払つた領収書があるから、この 金を受け取つたことにしてもらいたい」「裏金を払つたのを受け取つたことにして もらいたい」「一切あんたに迷惑をかけないから、なんとしても受け取つたことに して下さい」などと執拗に頼み込み、同人が検察庁へ出頭する前日にも同人に電話 し、領収書が三通あるとして、その作成日付・金額を告げ、「検察庁へ行つたらそのように話してくれ」などと懇請し、(2) Cに対し、同六一年二月ころ、日付がはつきりしないので領収書を書き直して貰いたい旨依頼し、同五七年三月一二日付で三五〇万円を受領した旨の領収書を作成させてこれを受領し、(3)株式会社日本の行為には、日本の行為による。 代表取締役Eに対し、同六〇年暮れ又は同六一年一月初旬ころ、 裏金を支払つたこ とにして貰いたい旨を依頼したが、これら被告人の行為は、いずれも罪証を隠滅す ると疑うに足りる行為に該当するものといわざるを得ない。現に、右Cは原裁判所 の同年五月一〇日の事実取調べの冒頭で、右領収書は作成日付のとおり同五七年三 月一二日に作成して被告会社に渡したものであり、被告会社に売つた土地の代金の 裏金分として三五〇万円を実際に貰つたと供述したが、同人の検察官に対する同六 一年四月七日付供述調書とのくい違いを追及されるや、検察庁で話したことが本当 のことであり、それをその通り裁判所で話すと被告人に迷惑をかけると思つて、嘘 を言つてしまつたと供述するところ、右供述調書においては、「今年の二月ころF 社長から頼まれ実際には私が三五〇万円の現金を昭和五七年の三月にFから受領し たことがないのに、そのような事実があつたという形にするためあの領収書を作つ とがある」として、提示された三五〇万円の領収書は、「本年二月ころFが来 て書いてくれといつたので書いてやつたものであり、私が昭和五七年三月にAから 三五〇万円を受領した事実も、その領収書を書いたわけでもない」と供述し、また 原審第九回公判廷では証人として、今年になってから前の領収書の日付がはつきり していないので書き直してくれと頼まれたので、前の領収書を見て書き直した、古 い方の領収書はどうしたか覚えていないと述べる一方、三五〇万円の裏金授受につ いては弁護人から聞かれれば肯定し、検察官から聞かれれば否定するといつた矛盾 した供述態度をとつているところ、右のようなCの混乱した供述に照らし被告人が保釈後Cに対し領収書の書き替えを依頼するなどの働きかけをしたことによる影響を否定し難い。さらに取引先のGは、同六一年四月四日ころ、被告会社の社員Hか ら「検察庁に呼ばれたら昭和五六年の契約で三〇〇万円の裏金を貰つたことにして くれ」「あんたの領収書があるのだから」といわれ、記憶になかつたが、証拠物件 があるというのだから、自分の記憶がどうであれ、なにをいつてもはじまらないと いう気がしたので検察庁に出頭した際には具体的記憶が全くないまま三〇〇万円貰 つたのかなあなどといつたというのであり、取引先のIは、同月三日ころ、取引の 仲介をしたJから、同五九年の春ころ裏金として二八八万円を被告会社から貰つた

ことにしてくれ、税金がかかつてきたら被告会社の方で払ってくれるからと依頼ものようなななながかったが、検察であるでは、初右依頼の判断でいたというのであるとない。 ・ J らがかったというのであるに、当時では、 を受取ったと嘘であられたとはにわかいに、 を受取ったとない。 のようなを持つたとはにわかいにが、 を受けたというのが、 を受けたとはにかかる。には、 をはままれるようなが、 をはままれるようなが、 をはままないまするが、 をはままないまするとしています。 をはままするといったのとは、 をはいまないのはないの主であるな供述をしているようないのはないのはないのであるなは、 をはままないのであるなは、 を図りるところは、 を図りるところは、 を図りるところは、 を図りるであるとにない。 を図りるであるとにない。 を図りるには、 を図りるにはない。 を図りるにはない。 の消長を及ぼすものではない。

10 りる行為と認定されることになんらの消長を及ぼすものではない。 したがつて、原裁判所が被告人に弁解の機会を与えたうえで保釈保証金の半額二 ○○○万円を没取したことは相当であり、その裁量権の行使を誤つたものとは認め られない。

よって、刑訴法四二六条一項により、主文のとおり決定する。 (裁判長裁判官 海老原震一 裁判官 朝岡智幸 裁判官 小田健司)